

海津郡 3 町合併協議会の調整方針

(協議第 6号) H14.11.8(第 2回)提出 H14.11.8(第 2回)確認

協議第 6 号	合併の方式	協議細目	
調整方針 (案)	海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		

項 目	新設 (対等) 合併	編入 (吸収) 合併
合併方式の定義	2 以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入 (吸収) することで、市町村の数の減少を伴うもの。
新自治体の法人格	合併関係市町村 (合併前の市町村) の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
現市町村長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。 特例法 設置選挙において、新設合併の特例定数 (法定数の 2 倍まで) とする。 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員での被選挙権を有することとなる者は最長 2 年間在任する。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。) 特例法 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員の身分	消滅する合併関係市町村の委員 (選挙による委員、選任による委員) は全て失職する。 特例法 合併関係市町村の委員 (選挙) のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は 10 ~ 80 人の範囲で、1 年以内の間、在任できる。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。 特例法 編入される (消滅する) 市町村の委員 (選挙) のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40 人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
----- 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて 2 以上の農業委員会を置くことができる。		

項 目	新設（対等）合併	編入（吸収）合併
その他特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。
一般職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、編入する市町村に身分が引き継がれる。
条例・規則等	消滅する合併関係市町村の条例・規則等は全て失効する。 (新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

【参考事例】

- ・さぬき市(平成14年4月1日合併)
大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町及び同郡長尾町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併(新設合併)とする。
- ・篠山市(平成11年4月1日合併)
多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併(新設合併)とする。

【先進合併協議会参考】

- ・安土町・五個荘町・能登川町合併協議会
安土町、五個荘町、能登川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。
- ・穂積町・巢南町合併協議会
穂積町及び巢南町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
- ・高富町・伊自良村・美山町合併協議会
山県郡高富町、同郡伊自良村及び同郡美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。

《海津郡町村合併問題検討会》平成14年8月5日

- ・第8回海津郡町村合併問題検討会において、「海津郡海津町、平田町及び南濃町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」と確認済み。